

僧伝小考三題

玉
村
竹
二

一	頂雲靈峯が日本禪僧なる事	一一七
二	大徳寺第十八世東源宗漸	一二三
三	所謂「喜江禪師」の法名	一三八

一 頂雲靈峯が日本禪僧なる事

義堂周信の日記『空華日用工夫略集』卷二の卷末の追抄の部（多分応安五年から永和四年に至るいずれかの年の記事であろう）に左の記事が見える。

無二曰、世有波侑語、眉毛本無用、無準〔葉カ〕底波侑、底乃何也、近代画蘭明雪牒弟子、則浩靈江・峰頂雲、日本人也、

この記事は二段になっている。前段は「波侑」という語の意味を説いたもので、今はこれを措くことにして、ここで取上げたいのはその後段である。之を語っている人は無二法一で、この人は、仏光派に属して、無学祖元四世の孫、太平妙準の法嗣

無学祖元—高峰頭日—太平妙準—無二法一

という法系の人で、伊豆国清寺・下野雲巖寺・駿河承元寺等に住した。嘗て入元して、楚石梵琦に参じた。⁽¹⁾ここではその入元時代の追憶を義堂に語っているのである。その話に、頂雲□峯という僧と靈江□浩という僧は、いずれも元末の蘭の画の名手として知られた雪窓普明の弟子で、しかも二人とも日本人であるというのである。この記事を読んだときは、成程そんな隠れた入元僧がいるものかと思つて、左程気にも留めていなかった。寧ろこの二人のうちでは浩靈江の方が気がかりであつた、というのは靈江元浩という人がいて、古林清茂（くりんせうぼ）の法嗣になつており、僧伝

にも載っており、それによると、饒州永福寺の住持から、のち径山にも昇住しているからである。しかしこの人は日本人ではないことが明らかになった。それは足利直義が自己の寿牌を径山の正統院(無準師範の塔)に入牌したい望みがあり、直翁□侃(直翁智侃とは別人)を元に遣した。時に径山の住持はこの靈江元浩であって、直翁の願を容れ、自ら安牌仏事を挙げ、その旨を贖語のうちに記して、直翁に与えている。時に至正七年三月のことであり、その贖の語のうちに、直義の人と為りを称揚して

抑且仰慕古山居士為人、又何異白樂天・李習之・楊大年、張無尽之流、自愧緣淺、未得截重溟、趨侍座末、朝夕聽誨耳、^(足利直義)

といい、即ち直義を白居易や李翱や楊億や張商英のような參禪の居士になぞらえて褒め、そのような人に直接面謁して、問話をしたいが、縁が浅く、重溟を截って渡海して日本に来ることが出来ないのが残念であると述べている。よって、この人が日本人でないことは明白である。してみると『日工集』のこの記事は、不確実なものと考えるべきか、又はこの靈江は別人であることになる。それでは、峰頂雲の方は如何であろうか。

去る昭和三十二年六月のことである。東京文化財研究所の宮次男氏から、米国オハイオ州のオババーリン・メモリアル・アート・ミュージアム所蔵の墨蹟の写真を見せていただいた。それは左の如きものである。

流水兮揚清波、

澧草兮国香多、

我或詠兮我或

歌、胡不帰兮

歳蹉跎、時至正

戊子春、配于

雪窓墨妙、遠寄

重宝法兄老師、

以為清玩者也、

寓中吳北山眷末

靈峯

(印文「釈靈峯頂雲章」)

朱印

朱印

(印文「住歎喜地写□心□記」)

これはいう迄もなく雪窓普明の蘭図であり、それに頂雲靈峯なる僧が賛を加えているものである。雪窓普明との関係からいってもこの賛者こそ「日工集」に所謂「峰頂雲」に相違なく、この署名と印章の印文によって、この人は法諱の雙字名は「靈峯」という人であることがわかった。そして、至正八年(日本貞和四年)当時元國中吳の北山に寓住しているらしい。そして受業の師雪窓の蘭図に加賛して、法兄である「重宝老師」に贈っている。法兄といい、また自らを「眷末」と称するなど、どう見ても重宝は同門の人と考えなければならぬ。一体重宝とは誰人であろうか。恰も天境靈致という日本五山僧の詩文集『無規矩』を披閲していると、丁度「重宝」という珍しい道号の人に出逢った。同書巻下の偈頌の部に

重宝齋都寺、夢參正覚国師於西芳精舎、国師坐盤石上、在長松下、乃問齋曰、未審、大鑑以何示汝、答曰、先

師示我、以不是心、不是仏、不是物、是什麼、和尚如何示人、国師因示以鏡、鏡裏鏡裏子之語矣、覺後、命画工繪其真、仍求予偈、

西芳大聖真相好、譬如虚空無相貌、丹青写入画図中、但向管中窺得豹、婆心切故呈慈容、坐盤石兮倚長松、宝翁夢裏親參問、一句言前窮真宗、鏡裏鏡裏子、八臂那吒提不起、拈来直向面前抛、死却身心浪事理、夢回明月臨危欄、彷彿猶若瞻其顔、恍然寤寐俱忘却、喜氣浮動雙眉間、正恁麼時、不是心、不是仏、不是物、是什麼、関と見え、重宝□齋都寺つうすという人がいて、夢に夢窓疎石に西芳寺に参じ、重宝の師であるらしい大鑑禪師清拙正澄(元よりの来朝僧、建長・円覚・建仁・南禅歴住、信濃開善寺開山)は常に何を以て重宝に示しているかと問われ、「不是心、不是仏、不是物、是什麼」の公案を示されていると答え、夢窓に向つて、それでは和尚は私に何を以てお示しになるかと問うたところ、夢窓は鉄蒺藜を以て鉄橛子を銚うつつという公案を示した。その夢醒めてのち、画工に命じて夢窓の頂相を絵かきしめ、天境靈致に請うて偈を求めたというのである。これによると、重宝は清拙正澄の徒らしい。重宝は、この頂相を夢窓疎石の許へ持参して、夢窓の贊を求めたらしく、『夢窓国師語録』下の自贊の部に

齋都寺夢与師相見、図其所見求贊、

坐盤石、倚古松、不是凡相、不是聖容、都寺都寺、莫見吾於寤寐中、

とあり、「盤石に坐し、古松に倚る」と言つて、さきの天境の偈の序と符合する。「齋」は「齎」の誤で、これは『夢

窓録』編者の誤記か版行の際の誤刻であろう。實は齋に同じで、「もたらす」という意である。天境も清拙正澄の弟子である。その詩文集中に名の見える重宝□齋は、天境の序に見えるように清拙の門人である。その人を「法兄」と呼び、自らを管末——即ち法管はっけん（法の管属、法類の意）ここでは同門と同義語に用いられているが、——と称している頂雲は、矢張り清拙正澄の門人であると推定出来る。清拙は、その徒弟に安名するに際し、日本へ来朝する以前、元国に於ては「永」字を用いているが、来朝以後は「靈」「清」「堅」（稀には「正」）を用いている。⁽³⁾天境靈致・鼈峰靈巨・靈棒・靈侃・性海靈見（のち虎関師鍊の門下に転ず）等の例に見る通りである。この頂雲も法諱は「靈峯」である。然らば、その系字から見ても、清拙の年度の弟子、しかも日本に於ける弟子であるということも推定出来る。そうすると頂雲靈峯は日本人であるという『日工集』の説の正しいのを確認出来た。この人は日本で、清拙会下で得度し、のち入元して雪窓普明に参じて至正七年頃には中呉に在り、同門重宝□齋に雪窓の蘭図に贊を加えて、遠く日本に送与して来たものであり、大鑑派（清拙正澄の派）同志の交遊を示すものであることがわかった。なお無二法一は仏光派なのにどうしてこれに関心をもったかといえは、無二の参じた楚石梵琦と雪窓普明とは、同じく大慧派に属するからであろう。

(1) 『楚石禪師語録』

- (2) この語は大東急記念文庫所蔵の『緇苑残芳』卷二十八に見える。嘗て上村觀光氏が『禪宗』第八五号に「緇苑残芳に見えたる新史料」という題で紹介され、辻善之助博士が『日本仏教史』中世篇之三の第八章第三節にこれを引用されているが、その書の所在がわからなかったのを、史料編纂所の太田晶二郎氏が大東急記念文庫現蔵であることを教えて下さったので、

- 原本に当ることを得て、拙著『夢窓国師』の第三章の註(4)(一八八頁)に引用するを得た。
 (3) 拙稿『禪僧称号考』(『画説』第五三・五四・七〇・七一・七二号)

二 大徳寺第十八世東源宗漸

『竜宝山志』三の「歴代住持籍」や『竜宝山大徳禅寺世譜』などを見ると、大徳寺第十八世に「東源和尚」または「東源」という名が見え、同寺十八世住持に、東源という人が実在したらしいが、その嗣法の明記がないのである。ところが、応永初期、足利義満・義持に親近した中級の公家に山科教言(のりとも)という人がいる。この人の日記『教言卿記』の自筆原本が現存し、宮内庁書陵部の有に帰している。その応永十二年十一月九日の条に、

一 哲首座北山ヨリ音羽里楽樹菴帰トテ尋来、雲門一字関事、粗物語アリ、次紫野夜話一冊、源西堂ヨリ折節送給之処、平被所望間□□

とあり、大徳派下の人らしい哲首座なる僧が教言を訪れ、その質問に応じ、雲門一字関の古則の説明をしたが、折から「源西堂」から「紫野夜話」という書を一冊送って来たのを教言が哲首座に見せたところ、熱心に懇望されたので借し与えたか、または譲与した(このところ蠹損で読めず)というのである。この「源西堂」が東源らしいことは、同記の応永十三年十一月二日の条に

一 東源西堂、紀州上洛、点心料足百疋出之、追可張行、予対面、

とあり、これが同一人らしく、道号「東源」を法名のようにして、下の一字に「西堂」をつけて呼んでいるのである。そして常々は紀伊に在って、『紫野夜話』も紀伊から送って来たようである。そして時折り上洛しては、頻繁に教言を訪問し、非常に親しいようである。同記の応永十四年四月十九日の条には

一東源西堂来臨、勸茶・ユッケ・茶子、

とあり、又同年九月二日の条の註記には「宗漸西堂、道号東源」と明記されており、東源の法名は「宗漸」であることが判明する。そこで『尊卑分脈』を繰って、山科家の系図を検して見ると、



(必要部分の摘録)(新刊増補国史大系本に拠る)

となり、教言の実弟であることを知る。その在紀州の事情は、同じく姉妹の一人に紀国造親文の側室となり、当時の国造として、教養深く、禪宗(大徳派下)に帰し、大賢宗傑居士と号する紀俊長の母である人がいる縁による(前掲『尊卑分脈』参照)。『竜宝山志』によると、俊長は紀伊の興徳寺(山号東山)に十境を定め、その詩を製し、時の住

持大象宗嘉が序を作っているというから、東源も俊長の縁故で、或はこの興徳寺に住持するか、または寄寓していたとも想像出来る。更に『教言卿記』によると、応永十四年二月二十四日の条に

一源西堂来臨、此間円福寺住云々、

と見え、上洛間もなく、山城円福寺住持(2)となっている。そして同年九月二日の条に

一円福寺宗漸西堂
道号東源来臨、勸茶子、六十五才云々、

と見え、教言が字あざなと諱いみなとをとり違えていたのを訂正されたもののように、今更めて法名・道号の注記があるのが興味深い。そして応永十四年に六十五歳であったことも、これで知られる。同記によると、応永十五年四月八日の条に

一東源西堂宗漸、於鹿苑院、北山殿懸御目、畏存之由、只今悦喜々々、

とあり、薨去直前の足利義満に、相国寺鹿苑院に於て面謁しているのである。また同年六月七日の条に

一、東源西堂御目懸、其モ裏松(日野重光)ヨリ当寺僧方へ可被露之由被仰云々、神妙々々、

とあり、これは足利義満中陰仏事のことと、前後の文意からして、義持にもこの日対面しているのである。

さて応永十四年五月二日の『教言卿記』には

一、紫野宗派少々、東源西堂注給也、

と見える。さきの応永十二年十一月九日の『紫野夜話』のことといい、この「紫野宗派」のことといい、この東源宗漸は、全く大徳寺派下の人としての信仰と行動をしているようである。更に『教言卿記』の裏文書に、東源の自

筆で教言に宛てた書状がある。それは次の通りである。

先日預御札条、殊恐悦」存候、其後も参申度処」連日雨、乍思不叶、如何様属晴候者、可令参入候、兼又」蒙仰候破尊宿夜話本末」尋出候、尚々可相尋候、大燈国師法語書進候、可持参」候処、雨被遮候間、先令進候、近日以参謁可申入候、」期面拝候、恐惶敬白、

六月十五日

「山科殿
(ウハ封)

宗漸
宗漸」⁽³⁾

(「印は改行を示す)

これにも『破尊宿夜話』『大燈国師法語』等を教言の請に應じて、さがし求めたり、書写したりしていることが見え、明らかに大燈国師宗峰妙超の児孫のような様相が窺われる。

ところが、この東源宗漸の法系に疑問があるのである。そう簡単に宗峰派下と断定することは出来ないのである。まず義堂周信の『空華集』を見ると、その巻十四「序」の部に左の一文がある。

除夜感懷詩序

余以丙午冬、自関左再遊京輦、抵于東山、^(建仁寺) 仮榻故人永相山之室、与道元諸友夜話、是時、席上有一開土漸公、

始与予目擊者、公年二十三、余則四十二矣、後十五年、^(康暦二年) 庚申春、予奉官差、尸東山、又遷等持之明年歲杪、有

法姪珣季璞、帶一衲而至、視之、乃東山目擊者也、因与語、及丙午会、感旧慨然、遂出祓中詩卷、請予序之、

詩皆奇、以除夜感懷為目、頗有歲不我与之歎、蓋為公発、所以勸其日新之学也、聞昔楞嚴会上、仏指恒河水示波斯匿王、令其知有常住真性、蓋以年有童孺之差、而水無今昔之異也、今予与公別、歲月曾幾何哉、予則髮白

面皺、老于四十之年、公則志氣益充、壯於二十之時、老壯雖殊、其感一也、於戲、庸詎知彼遷流生滅中、有不遷者存邪、雖然今觀茲卷中、已滅一道元、則所謂恒河水者、果為流乎、不流乎、真性云者、抑其存歟、不存歟、公共審而思之、詩若干、書者相山、首唱者用文、(補)嘗与予分座、後和者、東山旧識、而漸、字東源、今主羣玉林、与季璞同居云、永徳辛酉歲除之夕、五臺釈義堂叟某叙、

これは義堂周信が貞治五年丙午に一時関東より京都に帰り、建仁寺内の旧友相山良永の寓居祥雲庵に身を寄せ、元の亡命僧道元□信などと久しぶりに夜話に興じた。その席上に東源宗漸が在り、義堂と初対面をした。時に東源二十三歳であった。それから十五年の後、康暦二年庚申、義堂は幕命を以て建仁寺に住し、ついで等持寺に遷住した。その翌年、義堂の法姪季璞梵珣が一衲を伴って、義堂を等持寺に訪れた。見れば十七年前、建仁寺で目撃した東源宗漸である。そして東源は一卷の詩軸を出して、義堂に序を求めた。それは「除夜感懐」と題せられ、用文侑藝が首唱し、東源等建仁寺衆僧がこれを和し、相山が執筆している。ただ十七年前の顔触れと異なるのは、道元□信がないことである(恐らく河南の陸仁と共に帰国したのであろう)といっている。そしてこの序を義堂が製したのは永徳元年(康暦二年の翌年)であり、時に東源は羣玉林(建仁寺の前堂首座寮の名)に主たりというから、建仁寺に在籍し、前堂首座であったことになる。またこれを伴って来た義堂の法姪、季璞梵珣とは、義堂の法兄無極志玄の法嗣であり、これも前後の様子から見て、山科家の一族出身であったらしい。『教言卿記』にも屢々名が見え、応永十四年四月十九日前掲の条に

一 東源西堂來臨、勸茶・ユツケ・茶子、

一 梵珣西堂号季璞云々、今ハ慈齋院坊主、

とあり、同年九月二日の条(前掲)にも

一 円福寺宗南西堂
道号東源 来臨、勸茶子、六十五才云々、

次万寿寺梵珣西堂
道号季璞 歳六十四才云々、

と見え、応永十五年六月十九日の同記によると、弟子の牧庵正謙が遺物として『碧巖録』一部と『法華経』一部とを教言に贈っているから、万寿寺住持(『五山歴代』によれば第六十三世)を経て、この時を遡ること遠からざる時期に示寂しているらしい。夢窓派慈濟門派の人である。また東源は『教言卿記』に応永十四年(一四〇七年)に六十五歳とあり、『空華集』には貞治五年(一二三五年)に二十三歳とあり、計算して見ると一年の齟齬があるが、大体は合致する。して見ると、東源はその前半生は五山派に属し、建仁寺に掛籍していることが明らかになった。少くとも三十八歳の永徳元年頃まではそうである。『尊卑分脈』の註記に「禅」「建仁寺」「首座」と見えるのは、これと符節を合する。しかるに、『教言卿記』に見える所のみを以てすれば、どうも林下に属し、大燈国師の法系に属するが如くである。そうすると、その後、東源は転派したのであろうか。若しそうならば、何もとりたてていう事はない。ところが、その包懐する思想は大燈国師系のものであるにも拘らず、応永中期に至っても、なお五山派の籍がそのままであることが知られる史料がある。それは建仁寺両足院所蔵の『当寺規範』という写本の規式集である(これは昭和三十二年頃、今枝愛真氏が両足院で採訪して来たものである)。そのうちに、応永十七年三月二日の規式があり、

建仁寺法式条々

一 入院兩班諸役人、再三固辭、每度欲欠事、向後如此輩者、自新命方、可令注名字於 公方事、

一 禪客人衆、燒香侍者上名之後、随意起單之輩、罪与欠禪客者同、次布薩用便、維那寮出差定之後、報起單之輩、永不可免參暇事、

一 僧并沙喲棧殿頭、能々扱器量可請之、或構虛病、或浪起單、和寮主出院、永不可免參暇、但於病者、細加点檢、若実病者可免之事、

一 寺領等大小庄主、或順次、或器用、或功劳、細加評議、可補任之、若理運有数人、則於衆中拈鬮可任之、雖為住持寺官、背公儀、任私意不可浪補任弟子同宿等、次後生新挂搭、非理運者、以諸方豪縁、望其職之輩、

即時可出院其身、次年期之外、誘地下人、令抑留之輩、可為同罪、若有自門徒吹嘘之輩者、自然未進懈怠逐電之時、門中可弁之、不然不可用吹嘘事、

一 秉私者叢林之盛礼也、勤之頭首、可免官錢、但前堂者、旧法之間、可有沙汰事、

右条々經 公方上意、留一本於御前、所定置也、永代護此法、可致沙汰者也、若有借權門之力、欲變乱者、自寺家可申 公方之由、被仰出之処也、仍式法之旨如件、

應永十七年三月二日

維那 法東

住山(仲方) 山伊

西堂 靈俊

(子權) 元瑾

都寺 自泉

仁功

(叔芳) 周仲

納所 宗運

東嘉 明麟 (・聖徒)
 宗漸 (・東漸)
 法綽
 彦受
 良玉 首座
 思恭 單寮
 賢惠
 宗日 都關
 光永

東堂 德基 (・大業)
 建命

というのがそれで、その末の連署のうちに、「西堂」として、東源宗漸の名が見える。即ちこの頃(『教言卿記』に大燈派下の装いを以てあらわれる頃)も、五山派建仁寺の評定衆の一人として、同寺運営の枢機に預っているのである。因みに、東源は、『教言卿記』応永十二年九月十一日の条によると、

一、雲門庵(太白真玄)来臨、勸茶、次宝生院来臨之処、前竜翔寺東源西堂来臨、并紀三品来之間、於其席勸茶キ、西堂被帰了、其後談義、三品入道・清阿聴聞之也、
(紀観文)

とあり、既に応永十二年当時、竜翔寺(りゅうしょう)の前住である。竜翔寺は大応国師南浦紹明(じょうみん)が開創する所で、山城西京安井に在り、幕府からは「諸山」の列に擬せられ、五山派官寺の一になっており、その住持になれば、所謂「諸山の西堂」で、法諱に「西堂」を付して称せられる格式がある。そうすると、南北朝末永徳年間に建仁寺に座元(ざげん)(前堂首座)であつた東源は、間もなく諸山竜翔寺の公帖を受け、五山派の諸山西堂位に昇り、引きつづき五山派に在籍した事になる。しかし、その三年後、応永二十年七月頃に、東源は大徳寺住持に就任したのである、それは山科教言の子息教興の日記『教興卿記』に見える。この日記も宮内庁書陵部に自筆原本が伝蔵されている。曰く、

□月、今月大徳寺へ当住持漸西堂、当家輩皆以被招請、内蔵頭・新中將・右少將・高橋、皆以一結ツ、隨身ア

リ、宇治房・鼻阿会同道、

と。これは七月一日と七日との間の記事で惜しいことに日付が虫損で見えないが、この間の数日の記事である。入院の日はこれではわからないが、恐らく、入院間もなく、一族の人を招待して就任披露をしたのであろう。大徳寺へ招いたのであるから、入院住山したことは事実で、坐公文ではないことは明らかである。問題はこの入院に際して、嗣香を誰に薫いたかということで、この時に徹翁てつとう下の法を嗣いで転派したとも考え得るが、前述の如く足利氏との深い因縁のある人であるから、この時になって遽かに転派のことは考えられず、寧ろ幕府の意を体して、大徳寺の十方住持の実を挙ぐべく、故らこゝろに他派の法を以て同寺に臨んだと見る方が妥当のように思われる。

その上、注目すべきは、応永三十二年頃の刊行と推定される『徹翁和尚語録』の古板本の卷末に助縁名簿がついているが、その冒頭に

浄妙宗漸 大徳宗翰 徳禅禅興 (国立国会図書館所蔵)

と見え、各一貫三百五十文を助縁していると思えるが、ここに「浄妙宗漸」とあり、東源は大徳寺住持をつとめたのち、五山の一たる浄妙寺の住持となったことがわかる。推算すれば東源九十歳の高齢であり、鎌倉まで赴任したとは考えられず、恐らく坐公文であっただろうが、これによって東源は終生五山派にとどまったことが明白となった。さて東源の法系は不詳だといえ、まず大応国師門徒であることは疑ないことである(今迄もその前提の上に説いて来た)。それは法諱の系字「宗」字によってもわかる。若し大応派だったとして、建仁寺内で同派の止住すべき塔頭を求めれば、この当時としては、天潤庵しか考えられない。同庵は南浦紹明の直弟可翁宗然の塔所である。

南北朝末には可翁の直弟大用宗任が塔主たうすであり、羽振りをきかせていた。東源もこの辺に本籍を置いているのであるまいか。

というのには、二つの理由がある。その一つは山科教言を繞る禅僧には、天潤庵の徒が多いことである。『教言卿記』応永十三年七月十九日の条に

一、天潤庵機書記・由知客入来、勸一盞干飯、

と見え、また十四年五月十八日の条にも

一、高崖和尚第七年忌明後日、廿日、仍香錢如形百疋、送遣〔天〕伝潤庵、宗機書記許、

とある。この天潤庵の徒宗機に注目すべきで、またここに名が出る高崖和尚（高崖宗弥、一に浩涯宗弥）も天潤庵で仏事があるらしく、教言は同庵に香錢を送っている。宗機はその門弟らしく思われる。そうすれば同じく教言の側近で、同じく大応派である東源も自然天潤庵の徒であると推察するのも強ち無理とはいえない。

もう一つの理由は、同じように大徳寺大燈派下に関係がありながら、然も天潤庵の門徒であることが歴然たる人があることである。まずさきの『教言卿記』に出てきた浩涯宗弥である。『真珠庵文書』のうちに「徹翁派関山派旁正記録」という抄物めいた記録がある。これは銷翁□印という法燈派の人が、文明年間頃、和泉堺に住し、近傍の禅通寺（摂津）少林寺（河内）等建仁寺天潤庵末寺や住吉慈恩寺（大徳派下）に伝わる口説を聞書したもので、そのうちに

昔然可翁之弟子大用和尚、其弟子弥西堂、道号ハ浩涯ト申ス人アリ、舜日峰ト会合スル事度々也、日峰ツネニ

徹翁派ヲソシツテ云、徹翁ノ仏法ハ滅却ス、今言外仏法ヲ唱ルハイタカナリト、浩涯ノ云、ヤトノ宗舜坊ヨ、此ノ宗弥カ前ナントニテ、カカル事ヲ申スヨコノ者カ、又ハ推參ナル者カ、又ヌス人カ、イカサマモツラノ皮ハ厚シ、スネニキスモチタル者ハ竹原ヲシラスト云コトハサアリ、スネニキスモチナカラ、人前ニテカカル事ヲ申スハ、ヲコノ者カナトテ、此記録ヲ、コトコトク説キキカセラレケリ、其後日峰ハ口ヲトツトナリ、○上
下略

と見え、浩涯は天潤庵の大用宗任の門弟であることが歴然としている。それにも拘らず、関山派の日峰宗舜が大徳寺の徹翁義亨・言外宗忠のことを非難したのに憤然として抗弁し、徹翁派下の宗旨に好意を寄せている。この点も東源と酷似している。こういう人が天潤庵には多いのである。後に見られる遠溪祖雄の幻住派が五山に入り、五山僧が宗旨と寺院相承の上で両派を兼禀して二重人格的に活動した形の萌芽が既にこの派に見られるようでもある。

ところが最近畏友国学院大学教授吉川泰雄氏より提示された同氏が最近入手した聞書に、興味ある記事を見出した。この聞書は、『眼裡砂』と題し、無著道忠自筆の筆写本で、大徳寺の古岳宗亘が主としてその師実伝宗真その祖春浦宗照より直接間接に聞いた口説を記したもので、徹翁義亨―言外宗忠―華叟宗曇―養叟宗頤と相承する大徳寺の正統派の伝承の正しさを強調し、関山派・峰翁祖一の一派・大模宗範の分派・一休宗純の派など、同じく大徳派ではあっても、それぞれ程度の差こそあれ、それに比べれば劣っており、況や五山派に至っては物の数ではないことを述べているのである(本書と同一内容の写本が龍谷大学図書館に『大徳寺夜話』と題して架蔵されている由を滝田英二氏より御示教を受けた)。そのうちの一項に

一、天潤菴、弥高崖、十刹西堂時、參禪言外和尚、言外云、勞老脚、遠ク来ルホトニ、下語二句ツ、工夫メ来レ、

一句ニテ不当、則二句可許挙、高崖終ニ一度モ不挙ニ句、於途中別ノ句ヲ工夫シダセバ、途中ヨリ却回^{キヤククイ}ノ挙
之、或時言外与印可状、高崖一条辺マテ可行時分ニ、行者ヲ走ラセテ、印可状ヲ取り返ス、叢林出世ノ望ナ
者ヂヤ程ニ、我ガ門徒ニ居テ、仏法ヲ建立セマシト思テ如此也、果ソ五十二年、企^キ建仁之住^ツ、帖出ル前ノ日、
俄^ニ病テ死ス、是ハ法罰也、

とある。これによると浩涯は言外宗忠に参禅し、印可を受ける所まで行った人であることがわかる。それにも拘ら
ず、天潤庵を離れず、建仁寺の公帖を望み、五山派への出世の希望を捨てていない。天潤庵にはこういう人が多か
ったのではないか。宗旨は徹翁派下(恐らくは一種の密参)で、昇進は五山派というように二またをかけている人が
多かったのではないか。それを徹翁派下は嫌ったのであろうか、このような中傷の巷説もこれが原因で生まれてい
る。浩涯は応永十四年五月二十日が七周忌であるから、応永八年五月二十日に示寂した事になる。

次に、巨壑という人がいる。この人は大徳寺の世代に入っている。『竜宝山志』等によれば第二十三世である。

東源よりやや後に同寺に入院したことになっている。この人の嗣法についても、同書に「大模門人」とあるのみで、
大模に嗣法したと記していない。ところがこの巨壑が矢張り天潤庵の徒である。『東山塔頭略伝』の天潤庵の条に

巨岳名嗣住大徳^{第三}世^{第廿}

と見え、天潤庵の塔主の世代に入っているようである。ところが例の『眼裡砂』に巨壑のことも見えて、この間の
事情を明らかにしている。

一、天潤、巨壑、參大模、終小師ナラス、大模印可^ノ之心ニ、被贈衣鉢、太模、滅後、大徳寺十利之時、入院、嗣

法香ヲ焼於天潤、大用、春作腹立シテ、衣鉢ヲ取還、云云、

とあり、大徳寺に住しながら、同寺派下の大模宗範に嗣法して、徹翁派の人にならず、五山派の天潤庵大用宗任に嗣法したのである。これも大徳寺にとっては迷惑であったと見え、その住持籍には五山派の嗣法を記さず、ざりとて大模に嗣法したとも書けず、「大模門人」の表現をとっているのである。概して大徳寺の住持籍に嗣法の記事を闕く人は、嗣承不詳ではなく、徹翁派下以外の法系の記載が世代記に歴然と見えるのを嫌って、故意か無意識かは知らないが、嗣法の記事を次第に抹消して行った懼があり、その点からもこの東源宗漸は、徹翁派下の宗旨を奉じながら、他派に嗣法した高算がいよいよ多くなる。若しそうだとすれば、まず考えられるのは天潤庵、時代から言つて、矢張り大用宗任への嗣法ということが考えられそうである。

さて、同じく大応派ながら、大燈派下以外の他派を住持に迎えることは、花園法皇の大燈国師門徒一流相承、他派を交うべからずとの遺詔に背くことになり、大徳寺としては迷惑千万であつたろうが、応永年間には同寺は十刹の列位に在り、幕府の管轄下に置かれてゐる。幕府は官寺たるものの十方住持制を強行しようとした。殊に足利義持は、これを嚴重に勵行しようとした。しかしその義持でさえ、大徳寺に全く別派を入れることは憚つた。そこで、大燈下よりも幅をひろげ、大応派全般から住持を選任したのである。ここ迄の讓歩があれば、大徳寺としても受入れざるを得ないので、不本意ながら建仁天潤庵・南禅正眼院・但馬大明寺の法系の人々を入住させてゐる。東源は室町幕府に親近してゐる公家山科家の出身といへば、大徳寺も嗣法の異なる故を以て拒絶は出来なかつたであらう。この他、華叟宗曇の法嗣茂林宗繁も天潤庵の出身で、のち華叟の法を嗣いで大徳派下になつた人であり、養叟宗

願は、はじめ聖一派の九峰韶奏の徒で、のち天潤庵に巨壑に参じ、茂林宗繁の指示により、華叟に参じ、大徳派下に転じたし、やや時代が下って実伝宗真も天潤庵の晋举宗才に師事し、のち大徳寺に転じたのである。また単に徹翁派下のみならず、関山派の無因宗因も無因宗縁と称して、天潤庵の徒であった。然らば天潤庵の存在は叢林と林下、武家と公家の勢力の緩衝地帯として、また両者の橋渡しの役割を果すところとして、極めて特異な存在であり、その門徒は徹翁派下の門徒と殆んど等質であり、何等か僅かの外的な条件によって、或は後年大徳寺に帰属し、或は五山派に出世するというような性格をもったものと見得るであろう。東源宗漸もその一好例である。寧ろ大徳寺が官寺である以上、最少限度の五山との接触の場として建仁寺天潤庵は大徳寺にとって、大切な存在であったともいえるかも知れない。

この項は、嘗て「初期妙心寺史の二三の疑点」と題する拙稿の「下」(『日本仏教史』第四号)の註(30)(31)(32)に略述したことがあり、一部重複するが、今回新史料を得たので、それを交えて再び詳説した。『眼裡砂』を提供して下さった吉川泰雄氏、『大徳寺夜話』のことをお教え下さった滝田英一氏に甚深の謝意を述べる。なお『教言聊記』については白井信義氏より援用記事の脱漏について示教をうけることが多かった。同氏は近日同記の詳しい考察を『高橋隆三先生喜寿記念論文集』に発表され、又同記を『史料纂集』に収めて校刊される予定であるから、その節は参照されることを望む。

- (1) 故実叢書本の『尊卑分脈』によると、教繁以下は教言の父の兄弟になっているが、国史大系本は『公卿補任』の教繁の条

(2) の尻付(永和四年の条)の記載によって、これを一世代繰下げ、教言の兄弟に改めてある。いまはこれに従った。

円福寺は『山城名勝志』によると京都に在り、矢張り南浦紹明を開山とする寺らしく、竜翔寺・大徳寺と相並んで大応派下では最も大切な寺となっており、「竜翔寺重書紛失状」(『大日本古文書』の『大徳寺文書』巻一の第一六二号文書に)収められた後光厳天皇繪旨案にも

大徳竜翔円福寺等事、寺領失墜、仏閣荒廢之条、所被驚思食也、殊被專三寺之興行、可令祈四海之安全給者、

天氣如此、仍執達如件

延文三
八月四日

左中弁時光

徹翁和尚禪空

と見える程である。これが現在の八幡の円福寺とどういふ関係になるのかは知らない。

(3) この文書は桃裕行氏より示教をうけた。

(4) この機書記、「宗機」とも見えるが、『教言卿記』応永十五年十一月十六日の条に

一、機首座来、北山殿御出紫野、長老御相看、万法不侶者誰御定、長老著語云、当面逢著、
と見え、足利義持が大徳寺に詣って、当住長老と問答をした有様を教言に報じている。恐らく宗機も同席したに相違ない。

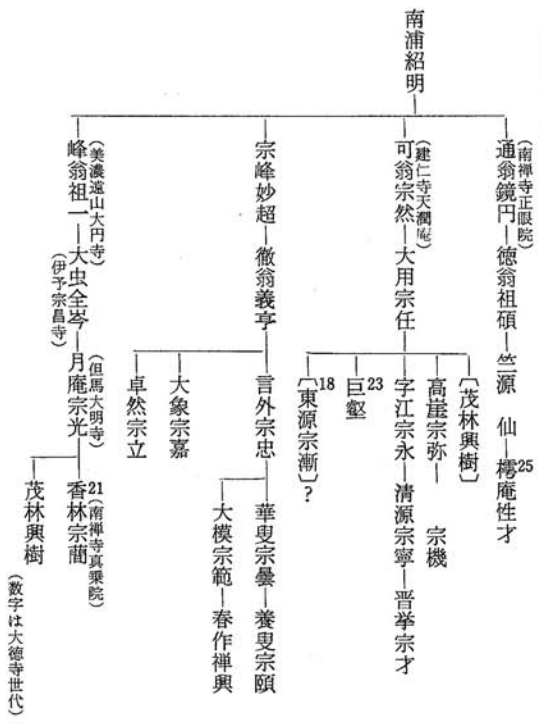
『眼裡砂』によると

一、応永十五年八月、柳宮遊竜宝、以使者問大模和尚、不与方法為侶者、是什麼人、模云、面前逢著、使者云、去月十二月十九日、柳宮至竜宝、相伴大岳禾上・仲芳西堂、於雲門菴点心已後、仲芳問大模云、面前逢著底如何、模云、露、仲芳拳扇子云、指出底与這箇是同是別、模便喝、芳云、是盲喝、模便打席、芳云、席也、模拳坐具云、有麼無麼、芳云、何不問自己、模云、喚甚作自己、芳云、用之為奇語乎、模指面前云、咦、

と見え『教言卿記』の録するところと符合し『眼裡砂』の記事の信憑性の高いことを証し、また義持の大徳寺参詣が八月であったこと、当住長老は大模宗範であったことを知る。大模は言外宗忠派下からは異端視された人であり、寧ろ五山派、足利氏に近い立場の人であった。この人は第十七世住持で、東源の直前の住持である。その人と宗機とは脈絡があるらし

く、大模も天潤庵の他人とも関係あり、巨壑もこれに参じ、法嗣の春作禪興は大燈・徹翁の行状を撰した人であるが、義持の自ら画くところの達磨図にに贅をしたり、五山僧と共に義持の命によって「五戒」に下語あきまをしたりして、五山派に親近している。両方から歩み寄った立場にある。

〔参考法系〕



僧伝小考三題 (玉村)

三 所謂「喜江禪師」の法名

鎌倉建長寺所藏の重要文化財に「喜江禪師像」なる一軸があり、それに玉隠英瑛が賛を加えている。これをわかりやすく四六駢儷の対偶に従って散し書にすれば

龍華樹下

普施法雨

獅子人中。

振起宗風。

不誤幻住兒孫

李氏は江南古仏

久領長寿主席

檀越即関東相公。

奚啻虚心摘新篁一竿翠

時哉成熟嘗肥梅五月紅。

師資湘陽受中和氣

惟徳之広

郷黨信都立長養功。

昔賢所崇。

厚実閉口

臧否不説

兀坐叉手

今古□通。

鉄牛全機

高提心印

烏龜入市

遙記大同。

現在之華未來之果
彼其之子求贊之翁。

唯

千年無影樹

五彩画虚空。

(○印は脚韻) (、は機縁の語句)

喜江禪師寿像、肖師濟淵西堂請贊、泚筆着一転語、盖愧画師活法云、

明心庚申九白五月十七天地二氣交造万物日、

前建長玉隠叟英瑛、書于懶菴

(朱印)

(朱印印文「退耕」白文)

この贊の機縁の語により、像主喜江は、「江南古仏」であり、「幻住」庵主であり、「獅子」正宗寺に住した中峰明本の法孫であることが知られ、更に「長寿」の主席、即ち鎌倉長寿寺に住持し、広徳庵にも塔主であった(惟徳之広)ことがわかり、「中和」の氣を相陽に受けたとあるから、相模で(恐らく建長・長寿・広徳で)、中和という人に就いて学んだこととなり、「郷党信都」「長養の功を立つ」というから、信濃の人であり、晩年郷里に帰って「聖胎長養の功を立て」隠居していたらしいことがわかる。以上を整理すれば

中峰明本―古先印元―中和等陸―喜江

という法系が迎れる。古先印元は長寿寺開山であり、建長寺内の広徳庵に塔せられた人であり、中峰嗣法の門人である。中和等陸も建長寺に住し(第百十六世)、広徳庵の塔主にもなっている。示寂の年月は不詳であるが、古先が

応安七年正月二十四日の示寂であるから、その門人として見れば恐らく応永末年には寂しているであろう。そうすると、この頂相は「寿像」であるから、玉隠の加賛した明応九年庚申に、喜江は未だ存命でなければならぬ。その喜江が若し直接にその師中和に見えたことのある門人であるとすれば、それが幼少時に得度をうけただけだとしても、喜江はこの時既に八十歳でなければならぬことになる（或は師の寂後の拝塔嗣法ということもあり得るが）。ところで、最近建長寺の塔頭の世代を記した記録を披閲する機会を得た（この披閲については鎌倉極楽寺の田中敏子氏の御世話になること大であった）。それは明治五年二月に建長寺に差出した「前任世代取調牒長壽寺・広徳寺
正宗院三ヶ院分」と題するものである。その広徳寺の部に

開祖勅諭正宗広智禪師古先元和尚
 仲和元睦（つひ）和尚 竺西等梵和尚 喜江祖観西堂 清淵祖井西堂
 天真祖康西堂 長安等寿前堂 雲英祖台和尚 和郷等侃首座
 雲岑印富首座 雪岫等立藏主 文山等虎前堂 桂叟寿登前堂
 寿慶首座 乾最首座 印宜首座 石岩能旺首座

○以下略（中世の部合のみを掲げた）

とある。このうちに喜江の名が見え、しかもその法名が祖観と記されている。何でもないことであるが、こんな明治初年の反古同然の記録のうちに、今まで学界で長年法名不詳で通って来て、重要文化財（もと国宝）の指定にも「喜江禪師」で登録されたものが、偶然の機会でこの記録を見ることが出来て、その法名が祖観であることを知った。

しかし矢張り、そこが新写の記録である。これをこのまま鵜呑みにして「喜江祖観」と称すると決めてかかっては、九俣の功を一簣に虧くことになる。そこはその私の御家芸の法諱道号の字義上の関連の法則に照して考えるのである。「所謂」「名字相応」の鉄則によれば、道号の「喜」に対して法名の下字は、字義上の関連がなければならぬ。それが祖観の「観」では、どうも関連不明である。そこで誤写の疑をかければ、「観」は恐らく「歡」の誤記ではないであろうか。歡ならば、「歡喜」という熟語もある程で、全く名字相応の義に叶うというべきである。よって私は、この像主は「喜江祖歡」と具称すべき人であると断じたい。

なお玉隠の跋に肖師濟淵西堂とある人のことであるが、さきの記録によれば、広徳庵の喜江の次の塔主に「清淵祖井西堂」が見える。次に見えるから伽藍法上の弟子であろうから肖師（小師）濟淵とは恐らくこの人のことであろう。「濟」は「セイ」とも訓むから、玉隠の誤認による記載で、実は清淵であったのであろう。そうすると、この人の法名も祖井であることがわかった。そうすると、『海蔵寺文書』の左の一通が思い出される。

相模州三浦郡広徳菴領久郷之内崇賢寺薬師堂免事、自

(吉先印元)

広智禪師・仲和々尚、師資相伝御拘候、殊彼寺之事へ、仲和々尚葬地候、示寂以後、徒弟皆奥州江依被下、一

当派令中絶候間、自本庵成敗候、中比有^{句二}叱、先師候者相残、其以後任由緒被相拘来候、彼堂免之事、永令譲与候、但不戒律正、師弟不義子細候へ、不可立其理、為後証譲如件、

文亀二歳壬戌九月廿六日

前禅興寿井(花押)

この差出人「前禅興寿井」は、広徳庵塔主であつたらしく、また古先―中和の法系にも連なっているらしいから、恐らく清淵祖井その人ではなからうか。ただ系字が「祖」と「寿」との相違があるが、「寿」は長寿寺の「寿」よりとつた古先派下の系字で、等持寺の「等」よりとつた「等」という系字と共に、この派下で最も頻繁に用いる系字である（月舟寿桂・繼天寿敵などの例に見るが如く）。よつて清淵はむしろ正式には寿井と称していたのではあるまいか（喜江祖歎も「寿歎」と称したかも知れぬ）。若し寿井が清淵祖井と同人であるとすれば、文書中の「先師に候者」とある「先師」は喜江祖歎その人のこととなるのである。そうすれば喜江は古先派が殆ど奥州須賀川普心寺及びその末派に下向してしまつたのち、乱世の鎌倉に踏みとどまつてひとり祖塔広徳庵末崇賢寺に住していた人であるといふ新しい行状も判明することとなり、興味津々たるものがある。とにかく、この建長寺塔頭世代牒により、いろいろな思いもよらぬことが、次々に判明して行くのは、恐しい程であり、近來にない快事であつた。因みに玉隠英瑛は信濃の人、喜江祖歎も同じく信濃の人。同郷の誼によつて、請われるままに贊をしたのであろう。玉隠は非常に長寿で、大永四年八月一日に、九十三歳で示寂しているから、この贊を製した明応九年には六十九歳であつたことになる。同じく信濃御出身の荻須博士の寿を頌するには、信濃出身の禅僧、しかも長命を保つた禅僧の贊語について語るのは、何よりふさわしいとも思われるので、旁々この些事をあげつらつて、小考を終ることとする。

註 足利衍述氏『鎌倉室町時代の儒教』の玉隠の条に、從來不明であつた玉隠の寂年の考証があり、これによつてはじめて明かとなつた。

——昭和四十三年九月十日——